

第8章 金融・保険業

1. 銀行

2014年12月の中央経済工作会議において、2015年の金融政策は2014年に続き「穏健（中立的）」を維持しつつも、「金融政策はより一層、緩和と引き締めの適切な度合いに注意（注重鬆緊適度）」との表現が加わり、2年4カ月ぶりとなった2014年11月に続く二回目以降の金利引き下げなどの余地を示唆した。

2015年2、4、8、10月に預金準備率、貸出・預金金利を同年3、5、6、8、10月に引き下げるなど、金融政策運営は緩和色が強まった。2016年の金融政策も「穏健（中立的）」を維持したが「穏健（中立的）な金融政策はより一層、機動的に適度なものとし、構造改革のためにふさわしい通貨金融環境を作る」とした。金融政策は引き続き緩和方向にあることが示唆された。

銀行業の経営状況

2015年マネーサプライM2の伸び率は前年の12.2%から13.3%と、政府による通貨政策の当初目標M2伸び率13.0%を上回り、新規人民币貸出増加額は11兆7,100億元と、前年の9兆9,000億元を上回った。

2015年末における金融機関の人民币および外貨預金残高は139兆3,000億元と、前年比12.4%増となった。この内、人民币預金残高は135兆7,000億元、前年比12.4%増、外貨預金残高は6,272億ドル、前年比3.2%増となった。金融機関の人民币および外貨貸出残高は99兆3,000億元、前年比13.4%増、この内人民币貸出は94兆元、前年比14.3%増となった。

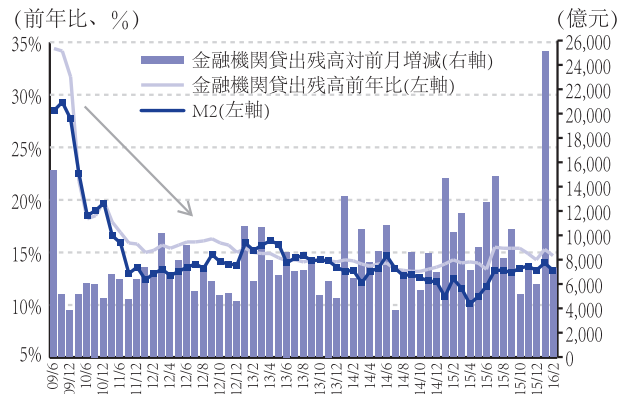
中国銀行業監督管理委員会の統計によると、2015年商業銀行の不良債権比率は1.67%と、2014年の1.25%から上昇した。残高は8,426億元から1兆2,744億元へと51.2%拡大している。貸出先をみると純増額の31.0%を占める3兆6,400億元が不動産向けで、さらにそのうちの2兆6,700億元が個人向け住宅ローンであった。

表1：金融機関貸出・預金統計

	単位	2015年末残高	前年末比(%)	
		貸出残高	兆元	99.3
	人民币	兆元	94.0	14.3
	外貨	億ドル	8,303	△5.8
預金残高	兆元	139.8	12.4	
	人民币	兆元	135.7	12.4
	外貨	億ドル	6,272	3.2

資料：人民銀行「中国貨幣政策執行報告 二〇一五年第四季度」

図1：金融機関人民币建て貸出



注：11年までは四半期末値。グラフ内数字は最新月貸出残高前年比。
資料：人民銀行、CEIC

表2：商業銀行不良債権残高の推移

(億元、%)	2014 年末			2015 年								
	残高	不良債権比率	合計に占める比率	1-3月		4-6月		7-9月		10-12月		
				残高	不良債権比率	残高	不良債権比率	残高	不良債権比率	残高	不良債権比率	合計に占める比率
不良債権債権分類	8,426	1.25%	100.0%	9,825	1.39%	10,919	1.50%	11,863	1.59%	12,744	1.67%	100.0%
次級類 (破綻懸念)	4,031	0.60%	47.8%	4,797	0.68%	5,301	0.73%	5,630	0.75%	5,923	0.78%	46.5%
可疑類 (実質破綻)	3,403	0.50%	40.4%	3,924	0.56%	4,377	0.60%	4,836	0.65%	5,283	0.69%	41.5%
損失類 (破綻)	992	0.15%	11.8%	1,104	0.16%	1,241	0.17%	1,398	0.19%	1,539	0.20%	12.1%
金融機関別	8,426	1.25%	100.0%	9,825	1.39%	10,919	1.50%	11,863	1.59%	12,744	1.67%	100.0%
商業銀行												
大型商業銀行	4,765	1.23%	56.6%	5,524	1.38%	6,074	1.48%	6,474	1.54%	7,002	1.66%	54.9%
株式制商業銀行	1,619	1.12%	19.2%	1,882	1.25%	2,118	1.35%	2,394	1.49%	2,536	1.53%	19.9%
都市商業銀行	855	1.16%	10.1%	1,002	1.29%	1,120	1.37%	1,215	1.44%	1,213	1.40%	9.5%
農村商業銀行	1,091	1.87%	12.9%	1,291	2.03%	1,474	2.20%	1,643	2.35%	1,862	2.48%	14.6%
外資系銀行	96	0.81%	1.1%	126	1.07%	133	1.16%	138	1.19%	130	1.15%	1.0%

資料：中国銀行業監督管理委員会 (CBRC)

銀行業を巡る動き

為替・金融改革の進展

人民元のSDR加入。IMF(国際通貨基金)は2015年11月30日、SDR(Special Drawing Rights、特別引出権)に人民元を採用することを発表した。新たな通貨構成は、各国の貿易量と各通貨の外貨準備として保有される量の加重平均を基に計算され、人民元はドル、ユーロに次ぐ構成比となる(ドル41.73%、ユーロ30.93%、人民元10.92%、日本円8.33%、英ポンド8.09%)。これまではドル41.9%、ユーロ37.4%、英ポンド11.3%、日本円9.4%であった。新たな通貨構成は2016年10月1日から使用される。

また、中国外貨取引センターは2015年12月11日、ドルやユーロ、日本円など13通貨の為替レートから算出した「人民元相場指数CFETS(China Foreign Exchange Trade System, CFETS)」の公表を始めた。

預金金利自由化。人民銀行は数回の金利引き下げと併せて2015年3月、5月と預金金利の上限を次第に開放、10月24日に預金金利上限の撤廃を宣言、金利自由化は基本的に完了した。

預貸比率の取り消し。2015年6月24日、「商業銀行法修正案」を採択、貸出の預金に占める比率を75%とした規定を削除、10月1日から施行された。なお、預貸比率は「法定監管指標」から、「流動性監測」へと変更されており、指標として引き続き当局の管理対象とされる。

預金保険制度の実施。2014年11月に発表された「預金保険条例」が2015年5月1日から施行された。

中国銀行業の海外展開

2014年末時点で、20行の中国資本銀行は53カ国・地域で1,200の支店を設立しており、総資産は1兆5,000億ドルである。

拠点展開について、国家開発銀行がベネズエラに駐在員事務所、工商銀行がメキシコに現地法人銀行(子行。以下、現法)およびロンドンとヤンゴンに支店、農業銀行がルクセンブルクとロシアに現法およびシドニーに支店、中国銀行がハンガリーとUAEアブダビに支店、およびタイとニュージーランドに現法、建設銀行がトロント・ロンドン・マカオに支店およびニュージーランドに現法を設立し、ブラジルBIC銀行を買収した。

交通銀行はトロントに駐在員事務所およびルクセンブルクに現法を設立。民生銀行と浦東発展銀行はシンガポールに支店、招商銀行はルクセンブルク支店とロンドン支店(駐在員事務所から昇格)、中信銀行はロンドンに駐在員事務所を設立、富滇銀行はラオスの合併銀行が正式開業した。

外国銀行の動き

2014年末時点で、15カ国・地域の外国銀行は100%出資の現地法人38行を設立しており、296の支店を有する。また2行の合併銀行が営業しているほか、26カ国・地域の現地法人を設立していない66の外国銀行が97の支店、182カ所の駐在員事務所を設置している。外資銀行の資産総額は

2兆7,921億元(4,546億ドル)で前年より9.16%増え、中国銀行業の資産総額の1.62%を占めている。

2016年の銀行業展望

2016年、人民銀行は通貨政策の連続性と安定性を保ち、引き続き「穏健な通貨政策」を実施する。2015年12月の中央経済工作会議では、2016年も「穏健(中立的)」を維持したが、「穏健(中立的)な金融政策はより一層、機動的に適度なものとし、構造改革のためにふさわしい通貨金融環境を作る」としたほか、人民銀行行長は2016年3月の全国人民代表大会(全人代)期間中に開いた記者会見で「人民銀行の通貨政策は、穏健(中立的)でやや緩和に偏った状態にある(略偏寛松)」と述べ、「現段階に対する表現であり、2015年下半年から現在の実情にも合致している」と説明した。一方、「過度な金融緩和による景気刺激は必要ない」とも発言した。通貨政策の目標として「マネーサプライM2の伸び率は前年比13%増」と、15年目標の12%増から1ポイント高く設定した。

<建議>

①金融政策改革にかかわるロードマップ

- 2013年の三中全会で打ち出された金融改革に沿って、金利自由化や為替レートの自由化、多層的な資本市場の育成にかかる各種改革が急速に進捗しているが、今後も金利の市場化や人民元建て資本取引の開放等、さらに加速化されていくと理解している。
- これら金融自由化は、中国の実体経済や企業活動、また金融業の営業環境に大きな影響を与えらると思われることから、今後の自由化改革にかかるスケジュールやロードマップがより具体化・明確化されることを要望する。

②RQFII投資枠、人民元クリアリング銀行の日本への開放

- 人民元国際化の推進に伴い、世界各国にてRQFII投資枠の設置や人民元クリアリング銀行の設立が急速に進んでいるが、日本にはまだこれらが開放されていない。
- 日本における人民元市場の育成は、人民元の国際化推進に大きく貢献できると考えられること、また、日中間における人民元建てでの貿易や投資、金融取引をより拡大させるためには、決済の安全性・効率性の確保が不可欠であることから、上記2点の日本への開放を要望する。

③中国本土へのオフショア人民元資金持ち込みについて

- オフショアにおける人民元債券の発行は、海外投資家に人民元建て投資の機会を提供し、オフショア人民元建て市場の育成に大きく貢献して

いる。一方、オフショア市場で調達した当該発行代わり金は、オフショアでの運用が前提であり、中国本土（オンショア）への持ち込みが原則禁止されているため、活用余地が限定的である。

- ・中国国内企業の実需に対応した資金ニーズに応じるためにも、オフショア人民元資金の中国本土への持ち込みについて柔軟な対応を要望する。

④債券引受け資格の外資金融機関への開放

- ・債券市場を含む多層的な資本市場の育成は、金融自由化や直接金融の比重を高めるとの政府方針にも適うものと認識される一方で、外資金融機関に対する債券引受け資格の開放は参入基準の問題もあり進んでいない。
- ・海外の債券業務でも豊富な経験を持つ外資金融機関を参入させることにより、債券市場の効率化、市場の活性化、投資家層の裾野拡大につながるものと考えられることから、資格開放に向け弾力的な取扱いを要望する。

⑤CD発行資格の外銀への条件緩和

- ・金融機関によるCDの発行は2013年から解禁されているが、現状地場銀行を中心に開放されており、実質地場系と見られる銀行を除いては、外銀の発行実績はまだ少ない。その要因の一つに、ROAや経費率、ネット利鞘率等の利益率関連参入基準が高い一方、不良貸出比率等の健全性指標の基準が低く、中資銀行に有利になっていることがあげられる。
- ・邦銀は、日本や海外の市場で豊富なCDの発行実績があり、今後の金利自由化の進展、CD発行市場の拡大に貢献できると考えられることから、CDの発行資格の開放につき柔軟な運用を要望する。

⑥本邦企業のオンショアでの人民元建て債券（パンダ債）発行について

- ・本邦企業は、今後の中国市場・ビジネスの拡大規模を踏まえると、将来的に人民元の安定調達基盤の拡充が財務の課題となる蓋然性は高く、パンダ債発行のニーズも高まるものと予想されている。
- ・一方、本邦企業のパンダ債発行には、現状IFRSか中国GAAPしか認められない会計基準と、中国国内の会計事務所による監査報告を必須としている2点が高いハードルとなっている。非居住者発行体による中国オンショアでの人民元建て債券の発行は、中国の金融開放拡大の一環であり、債券市場の発展に重要な役割を担っていくことから、当該基準の緩和を要望する。

⑦中国（上海）自由貿易試験区を利用したクロスボーダー取引の柔軟な取扱い

- ・中国（上海）自由貿易試験区の諸政策の他地域

への展開を実効的なものとするため、中国（上海）自由貿易試験区と全国版で異なる規定の統一化の推進、運用ルールの特化を要望する。また、人民元と外貨で異なる規定の統一化の検討も要望する。

- ・自由貿易口座を活用した取引において、人民元と外貨で取扱いが異なる部分の統一化、規制の緩和を要望する。また当該取引情報の監督管理に関しては、人民銀行上海本部の関連規定に基づく報告、国際収支統計に関する申告、外貨管理情報システムへの報告と、報告窓口が複数に渡り負担感があることから、これらの報告および申告窓口の統一化、簡素化を要望する。

⑧各地域・各行政機関における規定解釈の統一について

- ・規制緩和や新たな業務の開放を進める中で、実際の運用細則やその解釈が地域や関連する行政機関によって異なるケースが引き続き散見される。
- ・結果として、規制緩和の大枠が示されても、実際に業務を行うまでに許認可権を持つ担当部局の確認や必要要件の確認などに多くの時間がかかり、その恩恵が実現されにくい状況が存在している。金融自由化の実効性を高めるためにも引き続き規定解釈の統一化や、運用細則の特化を進めて頂くことを要望する。

⑨預金乖離度管理について

- ・2015年10月に預貸率が撤廃されたが、一方、月中平均残高と月末残高の乖離を管理する預金乖離度管理は現在も引き続き要求されており、顧客の中国本土市場でビジネスを拡大するための資金ニーズに対する制約要因にもなっている。
- ・預金乖離度管理は、各銀行の違法な手段による預金調達等を防ぐ目的を持つものと理解しているが、預金は顧客資産であり、特に月末は決済性取引も多く正常な流動性預金移動に伴う残高を銀行側でコントロールすることは困難なため、今後、預金乖離度管理が緩和されることを要望する。

⑩増値税改革

- ・サービス産業化の推進に伴い営業税が増値税に変更されるが、実施細則がまだ発表されておらず不確定要素も多いため、システム開発等の各種準備が難航している。
- ・増値税へのスムーズな移行を実現するために、なるべく早い段階での細則発表、また、可能な限り余裕を持ったスケジュールでの切り替えを要望する。